

1 議案名

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程の制定について

2 提案理由

国の公用文における読点の表記に関する基準が改められたことに鑑み、徳島県教育委員会訓令に用いられている読点の表記の取扱いに関する規定を設ける必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程の制定について

教育政策課

1 訓令制定の理由

国の公用文における読点の表記に関する基準が改められたことに鑑み、徳島県教育委員会訓令に用いられている読点の表記の取扱いに関する規定を設ける必要がある。

2 訓令制定の概要

- (1) 徳島県教育委員会訓令において読点として表記する「,」は「、」とみなす。
- (2) (1) について、所要の経過措置を講ずる。

3 施行期日等

- (1) 施行日
公布の日
- (2) 適用日
令和6年4月1日（遡及適用）

条例等立案表

法令審査会 要 ・ 否	題名 徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程	課(室)名 教育政策課	担当者名 笠井陽菜	電話番号 三二〇八	制定理由 国の公用文における読点の表記に関する基準が改められたことに鑑み、徳島県教育委員会訓令に用いられている読点の表記の取扱いに関する規定を設ける必要がある。 あらまし 一 徳島県教育委員会訓令において読点として表記する「・」は、「、」とみなすこととした。 二 この訓令は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用することとした。 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。
	予算上の措置 関係法規				

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程を次のように定める。

令和六年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 齊 史

徳島県教育委員会訓令の読点の表記に関する規程

この訓令の施行の際現に制定されている徳島県教育委員会訓令において読点として表記する「・」は、「、」とみなす。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、令和六年四月一日から適用する。
- 2 この訓令の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）
その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。